

島根県福祉医療費・乳幼児等医療費
請求マニュアル
＜島根県内医療機関（医科・歯科）用＞

令和7年7月版

島根県国民健康保険団体連合会

目 次

はじめに

1. 島根県福祉医療費助成事業とは・・・・・・・・・・・・・1 頁
2. 島根県乳幼児等医療費助成事業とは・・・・・・・・・・・・・2 頁
3. その他・・・・・・・・・・・・・2 頁

I 受診時について

1. 受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・5 頁
2. 一部負担金の徴収・・・・・・・・・・・・・5 頁

II 医療費の請求について

1. 請求期限・・・・・・・・・・・・・6 頁
 2. 請求方法・・・・・・・・・・・・・6 頁
- 記入項目説明・・・・・・・・・・・・・8 頁
- 電子請求ファイルレイアウト・・・・・・・・・・・・・13 頁
- 電子媒体貼付ラベル記入例・・・・・・・・・・・・・14 頁
- 記入例 福祉医療・・・・・・・・・・・・・15 頁
- 乳幼児等医療・・・・・・・・・・・・・19 頁

III 請求書の返戻と支払等について

1. 請求書の返戻・・・・・・・・・・・・・22 頁
2. 支払・・・・・・・・・・・・・22 頁
3. 請求の取下げ・・・・・・・・・・・・・22 頁

本マニュアルの最新版は、本会ホームページに掲載いたしますので、定期的にご確認ください。

(HPアドレス：<https://www.shimane-kokuho.or.jp>)

はじめに

1. 島根県福祉医療費助成事業とは

福祉医療費助成対象者に対して、医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、これらの対象者の福祉の増進を図る事業です。

【実施主体】

市町村（公費負担者番号等は4頁参照）

【対象者】

助成対象者は次のとおりです。なお、助成対象者には福祉医療費医療証（証の名称は市町村ごとに異なる場合があります。以下、同様。（3頁の図1））が交付されます。医療証を提示することで、対象者は助成を受けることができます。

対象者	要件	所得制限
寝たきり者	65歳以上で3ヵ月以上臥床し、他人の介助が必要な者	特別障害者 手当所得制限 を準用
重度知的障がい者（児）	療育手帳A所持者	
重度身体障がい者（児）	身障手帳1～2級所持者	
重度精神障がい者（児）	精神手帳1級所持者	
重複重度障がい者（児）	- 身障手帳3～4級＋知的障がい（IQ概ね50以下） - 精神手帳2級＋身障手帳3～4級 - 精神手帳2級＋知的障がい（IQ概ね50以下）	
ひとり親家庭	18歳未満又は高校3学年修了までの児童（20歳に達した者を除く）を養育する配偶者のいない者及び当該児童	所得税非課税世帯

【医療費助成の範囲】

患者が負担すべき一部負担金のうち、医療機関ごとに1月につき総医療費の1割（福祉医療費医療証等に記載のある負担限度額を超える場合はその負担限度額）を控除した額が助成されます。

また、市町村によっては、この助成対象を拡大し、患者負担の軽減を行っている場合があります。

各市町村の助成内容は島根県・市町村単独医療費助成事業の自己負担限度額一覧（4頁）のとおりです。

2. 島根県乳幼児等医療費助成事業とは

乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等の疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する事業です。

【実施主体】

市町村（公費負担者番号等は4頁参照）

【対象者】

助成対象者は『出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者』です。

なお、福祉医療費助成事業と同様に、助成対象者には乳幼児医療費受給資格証（証の名称は市町村ごとに異なる場合があります。以下、同様。（3頁の図2））が交付されます。受給資格証を提示することで、対象者は助成を受けることができます。

【医療費助成の範囲】

福祉医療費と同様に、患者が負担すべき一部負担金のうち、医療機関ごとに1月につき総医療費の1割（乳幼児医療費受給資格証等に記載された負担限度額を超える場合はその負担限度額）を控除した額が助成されます。

また、市町村によっては、この助成に上乗せ・拡大をし、更なる患者負担の軽減を行っています。

各市町村の助成内容は島根県・市町村単独医療費助成事業の自己負担限度額一覧（4頁）のとおりです。

3. その他

福祉医療費、乳幼児等医療費ともに、他の公費負担制度を優先して適用します。

なお、他公費併用の場合も、福祉医療費及び乳幼児等医療費について医療機関窓口で助成の取扱いができます。

また、特定疾病療養受療証を提示された場合（特記事項『02長』又は『16長2』に該当する場合）も、他公費と同様に併用が可能です。

【参考1】

福祉医療費医療証及び乳幼児医療費受給資格証（例）

図1

福 福祉医療費医療証									
公費負担者番号		9	1	3	2	0	0	0	0
受給者番号		0	0	0	0	0	0	0	/
助成対象者	住所	島根県〇〇市〇〇町〇〇番地							
	氏名	〇〇 〇〇〇						男女	
	生年月日	年		月		日			
負担割合									
負担限度額		入院			入院外				
		円／月			円／月				
有効期間		自 令和〇〇年〇〇月〇〇日から							
		至 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで							
交付年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日							
発行機関名及び印		島根県 〇〇市						公印	
備考									

図2

乳 乳幼児医療費受給資格証									
公費負担者番号		9	0	3	2	0	0	0	0
記号番号		0	0	0	0	0	0	0	/
受給資格者	氏名	〇〇 〇〇〇							
	住所	島根県〇〇市〇〇町〇〇番地							
乳幼児	氏名	〇〇 〇〇〇							
	生年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日							
加入保険	住所	島根県〇〇市〇〇町〇〇番地							
	被保険者氏名	〇〇 〇〇〇							
	記号番号	〇〇－〇〇〇〇							
保険者名称		保険							
本人負担									
支払上限		入院			入院外				
		円／月			円／月				
有効期間		自 令和〇〇年〇〇月〇〇日から							
		至 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで							
令和〇〇年〇〇月〇〇日									
		〇〇市長						公印	

※当該証は、各市町村で発行しています。様式は市町村ごとに若干異なりますが、概ね上図のとおりです。

【参考2】

福祉医療受給者番号の構成

福祉医療の受給者番号は7桁で構成されており、1桁目と2桁目にはそれぞれの区分に応じた数字が設定されています。詳細は以下のとおりです。

《受給者番号》

--	--	--	--	--	--	--

1桁目

2桁目

数 字	対象者
1	寝たきり
2	知的
3	身障
4	重複
5	ひとり親
6	後期高齢
0	精神
上記以外（7～9）	市町村拡大分

数 字	所得区分等
6	一般
7	市町村民税世帯非課税者
8	20歳未満の障がい児・者

島根県・市町村単独医療費助成事業の自己負担限度額一覧
 （令和7年4月診療分～）

＜島根県＞

乳幼児医療 （0歳から就学前）		福祉医療			
入院	外来	入院		外来	
総医療費の1割を 自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を 自己負担 上限1,000円	総医療費の1割を 自己負担	（一） 20,000円	総医療費の1割 を自己負担	（一） 6,000円
			（非） 2,000円		（非） 1,000円
			（障） 2,000円		（障） 1,000円

（一）・・・一般（受給者番号の2桁目が『6』）

（非）・・・市町村民税世帯非課税者（受給者番号の2桁目が『7』）

（障）・・・20歳未満の障がい児・者（受給者番号の2桁目が『8』）

＜市町村＞（網掛部分は前回からの変更点）

No.	公費負担者番号 （上段：福祉） （下段：乳幼児等）	市町村名	乳幼児医療 （0歳から就学前）	こども医療						福祉医療
			入院・外来共通	対象	入院	外来	対象	入院	外来	
1	91320010 90320011	松江市	無料	小学生・中学生	無料	無料	高校生年代 （中学卒業後～18歳到達後最初の3月31日）	総医療費の1割を自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を自己負担 上限1,000円	県制度に準じる
2	91320028 90320029	浜田市			無料	無料		無料	医療保険の自己負担額 上限1,000円	
3	91320036 90320037	出雲市			総医療費の1割を自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を自己負担 上限1,000円		総医療費の1割を自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を自己負担 上限1,000円	
4	91320044 90320045	益田市			総医療費の1割を自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を自己負担 上限1,000円		総医療費の1割を自己負担 上限2,000円	総医療費の1割を自己負担 上限1,000円	
5	91320051 90320052	大田市※			無料	無料		無料	無料	
6	91320069 90320060	安来市			無料	無料		無料	無料	
7	91320077 90320078	江津市			無料	無料		無料	無料	
8	91320093 90320094	雲南市			無料	無料		無料	無料	
9	91320788 90320789	川本町			無料	無料		無料	無料	
10	91320911 90320912	津和野町			無料	無料		無料	無料	
11	91320994 90320995	海士町			無料	無料		無料	無料	
12	91321000 90321001	西ノ島町			無料	無料		無料	無料	
13	91321018 90321019	知夫村			無料	無料		無料	無料	
14	91321026 90321027	奥出雲町			無料	無料		無料	無料	
15	91321034 90321035	飯南町			無料	無料		無料	無料	
16	91321042 90321043	美郷町			無料	無料		無料	無料	
17	91321059 90321050	邑南町			無料	無料		無料	無料	
18	91321067 90321068	吉賀町			無料	無料		無料	無料	
19	91321075 90321076	隠岐の島町			無料	無料		無料	無料	

※ 大田市のこども医療については国保分のみ国保連合会へ請求し、社保分の現物給付については別途大田市と手続きが必要。
 ただし大田市と個別に手続きした機関で福祉併用の場合は社保分も国保連合会へ請求する。

I 受診時について

1. 受給資格の確認

(1) 福祉医療費医療証、乳幼児医療費受給資格証の有無の確認

受診された方が、島根県内の市町村が発行した福祉医療費医療証又は乳幼児医療費受給資格証を持参されているか確認してください。

なお、持参されていない場合は、助成は行わず、医療保険の一部負担金を徴収してください。

(2) 限度額適用認定証情報等の確認

受診された方のマイナンバーカード等で限度額適用認定証情報等を確認してください。
なお、高額療養費が現物給付される場合は、保険一部負担金額の記載が必要です。

(3) その他公費の受給者証、特定疾病療養受療証の有無の確認

原則、福祉医療費・乳幼児等医療費よりも他の公費を優先して適用することとされているため、他公費の受給資格の有無又は特定疾病療養受療証の有無を確認してください。

2. 一部負担金の徴収

福祉医療費・乳幼児等医療費ともに1月につき総医療費の1割（福祉医療費医療証及び乳幼児医療費受給資格証に記載された負担限度額を超える場合はその限度額）を一部負担金として徴収します。

なお、助成上乘せ・拡大を行っている市町村については、負担限度額が異なる場合や、負担がない場合もありますので、福祉医療費医療証及び乳幼児医療費受給資格証に記載された内容に従って、一部負担金を徴収してください。

Ⅱ 医療費の請求について

島根県の福祉医療費と乳幼児等医療費は本会に請求してください。

※ただし、社保分の大田市の乳幼児等医療費（就学後）は、大田市と個別に手続きした機関で、福祉と併用の場合のみ

【請 求・問い合わせ先】

〒690-0825 島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会 審査課

T E L : 0852-21-2114（医科）21-2130（歯科・調剤）

H P アドレス : <https://www.shimane-kokuho.or.jp>

1. 請求期限

本会へ請求書を提出する期限 毎月10日

2. 請求方法

（1）国保及び後期高齢者医療分

レセプトの公費負担者番号及び受給者番号欄に福祉医療費又は乳幼児等医療費の情報を記入して提出してください。

（2）社保分

①書面

連記様式の請求書を作成し提出してください。

記入項目については、記入項目説明（8頁～12頁）、記入例（15頁～21頁）を参照ください。

また、診療報酬等総括票の地方単独医療費等の該当欄に件数を記入してください。

②電子媒体（CD-R、FD、MO）

電子請求ファイルレイアウト（13頁）に基づき、請求データを作成後、電子媒体にデータを格納のうえ提出してください。電子媒体には記入例（14頁）を参照のうえ、医療機関コード等を記入し、『福祉（乳幼児等）医療費請求書（社保分）電子請求にかかる電子媒体等送付書』を添付してください。

なお、本会が提供する簡易入力システムでも請求データの作成が可能です。当該入力システム及び各種手順書は本会ホームページからダウンロード可能です。

また、請求にあたり事前テストを希望される場合は連絡してください。

◇「診療報酬等総括票」

◇「電子媒体等送付書」

◇「福祉医療費請求書（社保分）／乳幼児等医療費請求書（社保分）」

【本会ホームページ】

保険医療機関・保険薬局のみなさま→各種様式→福祉及び乳幼児医療費等

島根県・市町村単独医療費助成事業における 福祉医療と乳幼児等医療の併用に係る取り扱いについて

No.	公費負担者番号 (上段:福祉) (下段:乳幼児等)	市町村名	0歳から就学前まで		就学後			
					いずれかの助成により 患者負担が無料となる場合		《一部負担金の比較》	
			医科・歯科	調剤			福祉 > こども医療 の場合	福祉=こども医療 の場合
			医科・歯科	調剤	医科・歯科	調剤	医科・歯科	
1	91320010 90320011	松江市	併用	福祉医療のみ	併用	福祉医療のみ	併用	福祉医療のみ
2	91320028 90320029	浜田市	併用	どちらか一方	併用	どちらか一方	併用	福祉医療のみ
3	91320036 90320037	出雲市	乳幼児医療のみ	乳幼児医療のみ		福祉医療のみ	併用	福祉医療のみ
4	91320044 90320045	益田市	併用	福祉医療のみ		福祉医療のみ	併用	福祉医療のみ
5	91320051 90320052	大田市	併用	どちらか一方	併用	福祉医療のみ		
6	91320069 90320060	安来市	併用	乳幼児医療のみ	併用	福祉医療のみ		
7	91320077 90320078	江津市	併用	福祉医療のみ	併用	福祉医療のみ		
8	91320093 90320094	雲南市	乳幼児医療のみ	乳幼児医療のみ	併用	福祉医療のみ		
9	91320788 90320789	川本町	併用	福祉医療のみ	併用	福祉医療のみ		
10	91320911 90320912	津和野町	併用	福祉医療のみ	併用	福祉医療のみ		
11	91320994 90320995	海士町	併用	どちらか一方	併用	どちらか一方		
12	91321000 90321001	西ノ島町	乳幼児医療のみ	乳幼児医療のみ	併用	福祉医療のみ		
13	91321018 90321019	知夫村	乳幼児医療のみ	乳幼児医療のみ	こども医療のみ	こども医療のみ		
14	91321026 90321027	奥出雲町	併用	どちらか一方	併用	どちらか一方		
15	91321034 90321035	飯南町	併用	福祉医療のみ	併用	福祉医療のみ		
16	91321042 90321043	美郷町	併用	福祉医療のみ	併用	福祉医療のみ		
17	91321059 90321050	邑南町	乳幼児医療のみ	乳幼児医療のみ	併用	福祉医療のみ		
18	91321067 90321068	吉賀町	併用	福祉医療のみ	併用	福祉医療のみ		
19	91321075 90321076	隠岐の島町	併用	乳幼児医療のみ	併用	福祉医療のみ		

令和 ① 年 月分 福祉医療費請求書（社保分）

9	1	3	2				
---	---	---	---	--	--	--	--

福祉医療負担者名 様

--	--	--	--	--	--	--

令和 年 月 日 ⑤

区 分		件 数	日 数	点 数	一部負担 金額	02長 件数
入 院①		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
入院外②						
公 費 再 掲	91	⑫		⑬	⑭	

保険医療機関の
所在地及び名称
開設者氏名
電話番号

1...本人入院 2...本人外来 3...未就学者入院 4...未就学者外来 5...家族入院 6...家族外来
7...高齢受給者一般・低所得者入院 8...高齢受給者一般・低所得者外来
9...高齢受給者7割給付入院 0...高齢受給者7割給付外来

[illegible]

乳幼児等医療費請求書（社保分）

--	--	--	--	--	--	--

区 分		件 数	日 数	点 数	一部負担 金額	02長 件数
入 院①		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
入院外②						
公 費 再 掲	90	⑫		⑬	⑭	

⑥

「本家入外」欄
3…未就学者入院 4…未就学者外来 5…家族入院 6…家族外来

[illegible]

参 考

(レセプト併記の場合) ※数字は記入項目説明の項番と一致します。

診療報酬明細書
(医科入院分)

令和

⑳

年

月分

県番：32

医コ：

㉑

1 医科			㉒
------	--	--	---

—					—				
公費負担者番号①	㉓ (3併時は㉔)				公費負担医療の受給者番号①	㉕ (3併時は㉖)			
公費負担者番号②	(3併時㉗)				公費負担医療の受給者番号②	(3併時㉘)			

保 険 者 番 号		㉙		給付割合	㉚
記号・番号	㉛				

氏名	㉜		特記事項	㉝
	性別	生年月日 ㉞		
職務上の事由				

傷病名		診療開始日		転帰		診療実日数	保	㉟	日
							①		日
							②		日

療養の給付	保 険	請 求 点	※ 決 定 点	一部負担金額 円
		㊱		㊲
	公費①	㊳ (3併時は㊴)		㊵ (3併時は㊶)
	公費②	(3併時㊷)		(3併時㊸)

※項目の説明はP12参照

参 考

(レセプト併記の場合) ※数字は記入項目説明の項番と一致します。

診療報酬明細書
(歯科)

令和

②①

年

月分

県番：32

医コ：

④

3 歯科			②②
------	--	--	----

—					—				
公負①	②	(3併時は③)	④		公受①	⑤	(3併時は⑥)	⑦	

保 険 者 番 号		⑦		給付割合	②④
記号・番号	⑧				

氏 名	⑧			特記事項	②⑤
	性別	生年月日 ②③			
	職務上の事由				

⑥		診療開始日	年 月 日
		診療実日数	②⑥ 日 (日)
		転 帰	

摘 要	(3併時②⑤②⑨③②)	公費分	請求	②⑨ 点	合 計	②⑦ 点
		点 数	決定	※ 点	決 定	※ 点
		患者負担額 (公費)	③② (3併時は③①)	一部負担 金 額	③③	円
		高額療養費	※	円		

※項目の説明はP12参照

○記入項目説明

※福祉、乳幼児欄

○：必須項目、△：該当の場合のみ記入

項番	福祉	乳幼児	項 目 名	記 入 内 容
①	○	○	請求年月	請求する年月
②	○	○	福祉医療/乳幼児等医療負担者番号	福祉医療費又は乳幼児等医療費の負担者番号
③	○	○	福祉医療/乳幼児等医療負担者名	福祉医療費又は乳幼児等医療費の負担者（市町村）名
④	○	○	医療機関コード	医療機関コード（数字7桁）
⑤	○	○	請求年月日	請求する年月日
⑥	○	○	保険医療機関の所在地及び名称・開設者氏名・電話番号	保険医療機関の所在地、名称、開設者氏名及び電話番号
⑦	○	○	件数	連記部分に記載した、入院分（本家入外欄（項番⑫以下同様）が1、3、5、7、9の請求）の件数の合計 下段は入院外分（本家入外欄が2、4、6、8、0の請求）の件数の合計
⑧	○	○	日数	連記部分に記載した、入院分（本家入外欄が1、3、5、7、9の請求）の日数（項番⑮）の合計 下段は入院外分（本家入外欄が2、4、6、8、0の請求）の日数（項番⑮）の合計
⑨	○	○	点数	連記部分に記載した、入院分（本家入外欄が1、3、5、7、9の請求）の保険点数（項番⑯）の合計 下段は入院外分（本家入外欄が2、4、6、8、0の請求）の保険点数（項番⑯）の合計
⑩	△	△	一部負担金額	連記部分に記載した、入院分（本家入外欄が1、3、5、7、9の請求）の一部負担金額（項番⑳）の合計 下段は入院外分（本家入外欄が2、4、6、8、0の請求）の一部負担金額（項番⑳）の合計
⑪	△	△	02長件数	連記部分に記載した、入院分（本家入外欄が1、3、5、7、9の請求）の特記事項（項番㉕）に02と記載した請求の件数の合計 下段は入院外分（本家入外欄が2、4、6、8、0の請求）の特記事項（項番㉕）に02と記載した請求の件数の合計
⑫	○	○	公費再掲件数	連記部分に記載した、福祉医療費又は乳幼児等医療費の請求件数 公費併用時は、下段に公費法別番号及び請求件数
⑬	○	○	公費再掲点数	連記部分に記載した、福祉医療費又は乳幼児等医療費の請求点数の合計 公費併用時は、下段に公費請求点数の合計
⑭	○	○	公費再掲一部負担金額	連記部分に記載した、福祉医療又は乳幼児等医療の控除額（項番㉑）の合計 公費併用時は、下段の連記部分に記載した、公費①一部負担金額（項番㉑）の合計
⑮	○	○	福祉医療/乳幼児等医療受給者番号	福祉医療費又は乳幼児等医療費の受給者番号（数字7桁）
⑯	○	○	福祉医療/乳幼児等医療対象者氏名	福祉医療費又は乳幼児等医療費の受給対象者氏名
⑰	○	○	保険者番号	対象者が加入している保険の保険者番号
⑱	○	○	被保険者証記号番号	対象者が加入している保険の被保険者証（記号）番号
⑲	△	△	公費負担者番号①	公費併用時、公費負担者番号（数字8桁）
⑳	△	△	公費受給者番号①	公費併用時、公費受給者番号（数字7桁）
㉑	○	○	診療年月	診療年月（数字4桁） 例）令和5年4月⇒0504
㉒	○	○	本家入外	本家入外区分（1から0までの数字1桁） 1：本人入院 2：本人外来 3：未就学者入院 4：未就学者外来 5：家族入院 6：家族外来 7：高齢受給者・後期高齢者医療 一般・低所得者入院 8：高齢受給者・後期高齢者医療 一般・低所得者外来 9：高齢受給者・後期高齢者医療 7割給付入院 0：高齢受給者・後期高齢者医療 7割給付外来
㉓	○	○	生年月日	生年月日 例）昭和34年5月6日⇒S34. 5. 6
㉔	○	○	給付割合	保険給付割合（数字1桁） ※本家入外区分と一致する給付割合 給付割合7：本家入外1、2、5、6、9、0 給付割合8：本家入外3、4、7、8 給付割合9：本家入外7、8
㉕	△	△	特記事項	特記事項（02:長、16:長2、26:区ア、27:区イ、28:区ウ、29:区エ、30:区オ、31:多ア、32:多イ、33:多ウ、34:多エ、35:多才、41:区カ、42:区キ、43:多カ、44:多キ 等） ※複数該当する場合は上下2段で記載してください。
㉖	○	○	日数	診療実日数
㉗	○	○	保険点数	保険点数
㉘	△	△	公費①点数	公費併用時の公費①の請求点数 ※保険点数（項番㉗）と同点数の場合は省略可
㉙	△	△	公費併用時福祉/乳幼児等点数	公費併用時の福祉又は乳幼児等請求点数（保険点数（項番㉗）－公費①点数（項番㉘）） ※保険点数（項番㉗）及び公費①点数（項番㉘）が同点数の場合は省略可
㉚	△	△	一部負担金額	保険一部負担金額
㉛	△	△	公費①一部負担金額	公費併用時の公費①に係る一部負担金額
㉜	△	△	控除額	福祉医療費又は乳幼児等医療費の一部負担金額（窓口徴収額）

福祉医療費及び乳幼児等医療費電子請求ファイルレイアウト(社保分)

令和4年9月診療分から

No.	項 目	バ ー 数	乳幼児等医療	福祉医療	説 明
1	保険医療機関等コード	固定 10	○	○	自機関の10桁コード (32T*****) T：点数表区分 医科:1 歯科:3 調剤:4
2	旧総合病院 診療科	固定 2	△	△	未設定項目
3	福祉医療／乳幼児等医療 負担者番号	固定 8	○	○	福祉医療、及び乳幼児等医療の負担者番号
4	福祉医療／乳幼児等医療 受給者番号	最大 7	○	○	福祉医療、及び乳幼児等医療の受給者番号
5	氏名	最大 100	○	○	漢字氏名、又はカナ氏名（全角のみ）
6	保険者番号	最大 8	○	○	社会保険の保険者番号
7	被保険者証記号	最大 40	○	○	全角のみ
8	被保険者証番号	最大 40	○	○	全角のみ
9	公費①負担者番号	固定 8	△	△	公費併用時、その公費負担者番号を編集
10	公費①受給者番号	最大 7	△	△	公費併用時、その公費受給者番号を編集
11	公費②負担者番号	固定 8	△	△	公費併用時、その公費負担者番号を編集
12	公費②受給者番号	最大 7	△	△	公費併用時、その公費受給者番号を編集
13	診療年月	固定 5	○	○	和暦年月：gyymm（g：4=平成、5=令和）
14	保険制度	1	○ (1)	○ (1)	1=社保（固定）
15	本人家族入外	1	○	○	1=本人入院、3=未就学児入院、5=家族入院、7=高齢者（一般）入院、9=高齢者（一定以上）入院、 2=本人外来、4=未就学児外来、6=家族外来、8=高齢者（一般）外来、0=高齢者（一定以上）外来
16	性別	1	○	○	1=男、2=女
17	生年月日	固定 7	○	○	和暦年月日：gyymmdd（g：1=明治、2=大正、3=昭和、4=平成、5=令和）
18	給付割合	固定 2	○	○	保険者負担割合を％で編集（70, 80）
19	特記事項	最大 8	△	△	02=長、16=長 2、26=区ア、27=区イ、28=区ウ、29=区エ、30=区オ 31=多ア、32=多イ、33=多ウ、34=多エ、35=多才 等 （特記事項が複数ある場合は連続入力【例】「0229」）
20	在宅総合診療料	1	/	△	未設定項目
21	診療日数	最大 2	○	○	診療実日数
22	保険点数	最大 7	○	○	
23	公費①点数	最大 7	△	△	公費併用時、その公費点数を編集（保険点数と同点の場合は省略可）
24	公費②点数	最大 7	△	△	公費併用時、その公費点数を編集（保険点数と同点の場合は省略可）
25	福祉医療／乳幼児等医療 点数	最大 7	△	△	福祉医療、及び乳幼児等医療に係る点数（分点の場合、差引点数又は総点数（保険点数）を記載）
26	（公費負担医療に係る一部負担金額）	最大 6	△	△	公費併用時、保険一部負担額の内の公費に係る金額を編集
27	（福祉／乳幼児等医療費に係る一部負担金額）	最大 6	△	△	公費併用時、保険一部負担額の内の福祉医療、及び乳幼児等医療に係る金額を編集
28	保険一部負担額	最大 6	△	△	一部負担金額を編集
29	公費①一部負担額	最大 6	△	△	公費併用時、公費分の患者負担額を編集
30	公費②一部負担額	最大 6	△	△	公費併用時、公費分の患者負担額を編集
31	福祉医療／乳幼児等医療 控除額	最大 5	△	△	福祉医療／乳幼児等医療の一部負担額

○	必須項目
△	該当する場合のみ必須項目
/	編集出来ない項目

- ・ CSV形式（レコード末尾に0x0d0aが付加されている事）とする
- ・ Shift-JISコードであること。また、外字（0xf040 ～ 0xf9fc）は対応していない（Windows10で表示可能な文字である事）
- ・ 項目ごとの括り文字はカンマ（0x2c）のみとし、その他の文字（タブ<0x09>等）は不可
- ・ 列データをタブロケーション（0x22）で括られていても構わないが、列データ中にカンマを混入しない事
- ・ 列データの前後空白（0x20）は無視する為、固定長CSV形式でも可
- ・ 1件目に見出し行を付けない事
- ・ 未設定にする項目にはNull（カンマを続ける）かスペース（0x20）を設定し、ゼロ（0x30）を設定しない事

・ ファイル名

GYMM_32T*****.csv

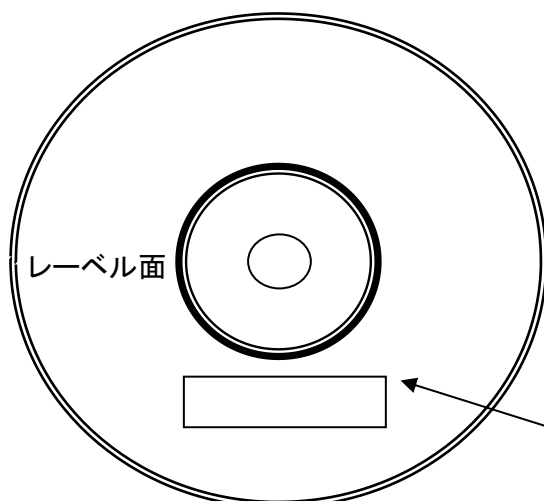
G：元号（令和=5）
YY：年
MM：月（提出月）

} 提出年月（5桁）

T：点数表区分（1桁）
医科：1 歯科：3 調剤：4
*****：自機関コード（7桁）

○社保分 福祉及び乳幼児等医療費電子媒体貼付ラベル記入例

CD-R用



※レーベル面にシール等を貼付せず、
フェルトペン等により記入してください。

省略可

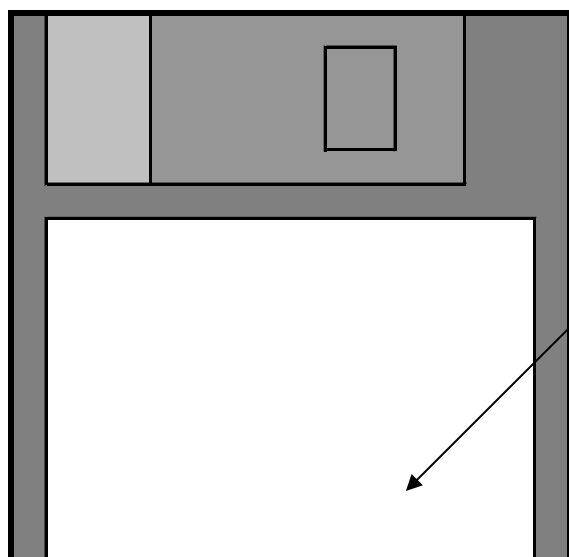
医療機関コード
保険医療機関名称
診療月分
提出年月日

〇〇-〇〇〇〇-〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇年 〇月 診療分
〇年 〇月 〇日

島根県国保連合会提出用

県単・市単助成事業（社保分）請求

FD・MO用



福祉医療記入例

※歯科の場合における請求点数及び一部負担金等の記入については、11頁の様式に読み替えてください。

○高額療養費現物給付なし

事例1 外来・70歳未満・保険福祉併用

本家入外：本人外来（給付割合：7割）

所得区分：区分ウ（年収約370万～約770万円）

保険点数：1,000点

福祉医療負担限度額：6,000円

【国保の場合】

公費負担者番号①	9	1	3	2	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号②							

特記事項	28区ウ
------	------

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円
		1,000		
	公費① 公費②	1,000点×10円×1割 < 6,000円 ⇒ 1,000円を記入		

事例2 入院・70歳未満・保険福祉併用

本家入外：家族入院（給付割合：7割）

所得区分：区分才（住民税非課税）

保険点数：8,000点

福祉医療負担限度額：2,000円

【国保の場合】

公費負担者番号①	9	1	3	2	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号②							

特記事項	30区才
------	------

療養の給付	保険	請求点	※決定点	負担金額 円
		8,000		
	公費① 公費②	8,000点×10円×1割 > 2,000円 ⇒ 2,000円を記入		

○福祉医療費給付なし

※福祉医療費の請求がない場合、本来はレセプトに福祉の記入は不要ですが、その対応ができない場合

事例3 外来・後期高齢・保険福祉併用

本家入外：後期高齢者医療外来（給付割合：9割）

所得区分：一般（年収約156万～約370万円）

保険点数：532点

福祉医療負担限度額：6,000円

【後期高齢の場合】

公費負担者番号①	9	1	3	2	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号②							

特記事項	42区キ
------	------

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円
		532		
	公費① 公費②	一割相当額を1円単位で記入		

【社保の場合】

事例	福祉医療受給者番号	福祉医療対象者氏名	保険者番号	被保険者証記号番号	公費負担者番号①	公費受給者番号①	診療年月	本家入外	生年月日	給付割合	特記事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時福祉点数	一部負担金額	公費①一部負担金額	控除額
1	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○	○○○○○○○			****	2	S**, **, **	7	28	1	1,000					1,000
2	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○	○○○○○○○			****	5	S**, **, **	7	30	5	8,000					2,000
3	事例3：社保は該当なし																	

ポイント 控除額欄には、総医療費の一割相当額と福祉医療負担限度額を比較し、金額が少ない方を記入

- ・総医療費の一割相当額 > 福祉医療負担限度額 ⇒ 福祉医療負担限度額を記入
- ・総医療費の一割相当額 < 福祉医療負担限度額 ⇒ 総医療費の一割相当額を記入

○高額療養費現物給付あり

事例4 入院・70歳未満・保険福祉併用

本家入外：家族入院（給付割合：7割）

所得区分：区分才（住民税非課税）

保険点数：41,980点

高額療養費負担限度額：35,400円

福祉医療負担限度額：2,000円

【国保の場合】

公費負担者番号①	9	1	3	2	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号②						
特記事項	30区分才														
療養の給付	請求点	決定点	金額 円												
保険	41,980		35,400												
公費①	2,000														
公費②															

41,980点×10円×3割 > 35,400円
⇒ **35,400円を記入**

41,980点×10円×1割 > 2,000円
⇒ **2,000円を記入**

事例5 入院・70歳以上・保険福祉併用

本家入外：高齢受給者入院（給付割合：8割）

所得区分：一般（年収約156万～約370万円）

保険点数：35,000点

高額療養費負担限度額：57,600円

福祉医療負担限度額：20,000円

【国保の場合】

公費負担者番号①	9	1	3	2	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号②						
特記事項	29区分才														
療養の給付	請求点	決定点	金額 円												
保険	35,000		57,600												
公費①	20,000														
公費②															

35,000点×10円×2割 > 57,600円
⇒ **57,600円を記入**

35,000点×10円×1割 > 20,000円
⇒ **20,000円を記入**

事例6 外来・70歳以上・保険福祉併用

本家入外：高齢受給者外来（給付割合：8割）

所得区分：低所得者Ⅰ（住民税非課税／所得が一定以下）

保険点数：6,465点

高額療養費負担限度額：8,000円

福祉医療負担限度額：1,000円

【国保の場合】

公費負担者番号①	9	1	3	2	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号②						
特記事項	30区分才 摘要欄 低Ⅰ														
療養の給付	請求点	決定点	一部負担金額 円												
保険	6,465		8,000												
公費①	1,000														
公費②															

6,465点×10円×2割 > 8,000円
⇒ **8,000円を記入**

6,465点×10円×1割 > 1,000円
⇒ **1,000円を記入**

【社保の場合】

事例	福祉医療受給者番号	福祉医療対象者氏名	保険者番号	被保険者証記号番号	公費負担者番号①	公費受給者番号①	診療年月	本家入外	生年月日	給付割合	特記事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時福祉点数	一部負担金額	公費①一部負担金額	控除額
4	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○	○○○○○○○			****	5	S**.*.*	7	30	12	41,980			35,400		2,000
5	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○	○○○○○○○			****	7	S**.*.*	8	29	8	35,000			57,600		20,000
6	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○	○○○○○○○			****	8	S**.*.*	8	30	8	6,465			8,000		1,000

ポイント 高額療養費が現物給付される場合は一部負担金額を記入

一部負担金額等は、『診療報酬請求書等の記載要領等について』を参考に記入してください。

70歳以上の方、又は70歳未満で限度額適用認定証情報の提供があった方は、特記事項に所得区分の記入が必要です。

○自立支援医療併用あり（法別：21）

事例7 外来・70歳未満・保険21福祉併用（3併）

本家入外：本人外来（給付割合：7割）

所得区分：区分才（住民税非課税）、
高額療養費現物給付なし

保険点数：3,500点

公費①点数：3,500点

公費①一部負担限度額：2,500円

福祉医療負担限度額：1,000円

【国保の場合】

公費負担者番号①	2	1	3	2	〇	〇	〇	〇	公費負担医療の受給者番号①	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
公費負担者番号②	9	1	3	2	〇	〇	〇	〇	公費負担医療の受給者番号②	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

特記事項	30区分才
------	-------

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円
		3,500		
	公費①	3,500点×10円×1割 > 1,000円 ⇒ 1,000円を記入		2,500
	公費②			1,000

【社保の場合】

事例	福祉医療受給者番号	福祉医療対象者氏名	保険者番号	被保険者証記号番号	公費負担者番号①	公費受給者番号①	診療年月	本家入外	生年月日	給付割合	特記事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時福祉点数	一部負担金額	公費①一部負担金額	控除額
7	〇〇〇〇〇〇〇	●● ●●	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	2132〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	****	2	S**. **. **	7	30	2	3,500				2,500	1,000
8	〇〇〇〇〇〇〇	●● ●●	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	1532〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	****	2	S**. **. **	7	02	10	40,700				5,000	1,000
9	〇〇〇〇〇〇〇	●● ●●	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	1532〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	****	8	S**. **. **	8	0230	10	40,700			10,000	5,000	1,000

○更生医療・特定疾病療養併用あり（法別：15）

事例8 外来・70歳未満・保険15福祉併用（3併）

本家入外：本人外来（給付割合：7割）

所得区分：限度額適用認定証等の提示なし(不明)、
高額療養費現物給付あり

保険点数：40,700点

公費①点数：40,700点

特定疾病療養（02長）限度額：10,000円

公費①一部負担限度額：5,000円

福祉医療負担限度額：1,000円

【国保の場合】

公費負担者番号①	1	5	3	2	〇	〇	〇	〇	公費負担医療の受給者番号①	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
公費負担者番号②	9	1	3	2	〇	〇	〇	〇	公費負担医療の受給者番号②	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

特記事項	02長
------	-----

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円
		40,700		
	公費①	40,700点×10円×1割 > 1,000円 ⇒ 1,000円を記入		5,000
	公費②			1,000

事例9 外来・70歳以上・保険15福祉併用（3併）

本家入外：高齢受給者外来（給付割合：8割）

所得区分：低所得者Ⅰ（住民税非課税／所得が一定以下）
高額療養費現物給付あり

保険点数：40,700点

公費①点数：40,700点

特定疾病療養（02長）限度額：10,000円

公費①一部負担限度額：5,000円

福祉医療負担限度額：1,000円

【国保の場合】

公費負担者番号①	1	5	3	2	〇	〇	〇	〇	公費負担医療の受給者番号①	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
公費負担者番号②	9	1	3	2	〇	〇	〇	〇	公費負担医療の受給者番号②	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

特記事項	02長 30区分才
------	--------------

摘要欄	低Ⅰ
-----	----

70歳以上・外来で
高額療養費現物給付あり
⇒一部負担金記入必要

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円
		40,700		10,000
	公費①	40,700点×10円×1割 > 1,000円 ⇒ 1,000円を記入		5,000
	公費②			1,000

100

事例	福祉医療 受給者番号	福祉医療 対象者氏名	保険者番号	被保険者証 記号番号	公費負担者 番号①	公費受給者 番号①	診療 年月	本家 入外	生年月日	給付 割合	特記 事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時 福祉点数	一部負担 金額	公費①一部 負担金額	控除額
10	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○	○○○○○○○	5432○○○○	○○○○○○○	****	2	S**, **, **	7	30	2	437				874	440
11	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○	○○○○○○○	5432○○○○	○○○○○○○	****	2	S**, **, **	7	29	5	8,000	5,900	2,100		0	6,000
12	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○	○○○○○○○	5432○○○○	○○○○○○○	****	2	S**, **, **	7	30	4	5,400	4,000	1,400		2,500	5,400

$$8,000\text{点} \times 10\text{円} \times 1\text{割} > 6,000\text{円}$$

$$0\text{円 (公費①患者負担)} + (2,100\text{点} \times 10\text{円} \times 3\text{割}) > 6,000\text{円}$$

⇒ 6,000円を記入

5,400点×10円×1割 < 6,000円
2,500円(公費①患者負担)+(1,400点×10円×3割) > 5,400円
⇒ **5,400円を記入**

乳幼児等医療記入例

○高額療養費現物給付なし

《未就学者》

事例1 外来・保険乳幼児等併用

本家入外：未就学者外来（給付割合：8割）

所得区分：区分ウ（年収約370万～約770万円）

保険点数：800点

乳幼児等医療負担限度額：無料

【国保の場合】

公費負担者番号①	9	0	3	2	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号②							

特記事項
28区ウ

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円
		800		
	公費①			
	公費②			

市町村単独医療費助成事業により
患者負担なし
⇒ 一部負担金額(控除額欄)は
記入しない

【社保の場合】

事例	乳幼児等医療受給者番号	乳幼児等医療対象者氏名	保険者番号	被保険者証記号番号	公費負担者番号①	公費受給者番号①	診療年月	本家入外	生年月日	給付割合	特記事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時乳幼児等点数	一部負担金額	公費①一部負担金額	控除額
1	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○	○○○○○○○			****	4	R**.*.*.*	8	28	1	800					
2	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○	○○○○○○○	5232○○○	○○○○○○○	****	4	R**.*.*.*	8	28	3	3,000				1,700	

ポイント⑤ 患者負担がない場合は、一部負担金額(控除額)欄は記入不要

患者負担がない場合の一部負担金額(控除額)欄は、「0」ではなく空欄としてください。

※歯科の場合における請求点数及び一部負担金等の記入については、11頁の様式に読み替えてください。
※福祉医療と乳幼児等医療を併用の場合、市町村によって取扱い(請求方法)が異なりますのでご注意ください。
受診時に両方の受給資格証等を提示された場合の取扱いについては、7頁の一覧をご参照ください。

《未就学者》小児慢性併用あり（法別：52）

事例2 外来・保険52乳幼児等併用（3併）

本家入外：未就学者外来（給付割合：8割）

所得区分：区分ウ（年収約370万～約770万円）

保険点数：3,000点

公費①点数：3,000点

公費①一部負担限度額：1,700円

乳幼児等医療負担限度額：無料

【国保の場合】

公費負担者番号①	5	2	3	2	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②	9	0	3	2	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号②	○	○	○	○	○	○	○

特記事項
28区ウ

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円
		3,000		
	公費①			1,700
	公費②			

市町村単独医療費助成事業により
患者負担なし
⇒ 一部負担金(控除額欄)は
記入しない

70歳未満で限度額適用認定証情報の提供があった方は、特記事項に所得区分の記入が必要です。

○高額療養費現物給付なし

《就学者》

【乳幼児等医療の拡大により無料となる場合】

事例3 外来・保険乳幼児等併用

本家入外：家族外来（給付割合：7割）

所得区分：区分ウ（年収約370万～約770万円）

保険点数：3,500点

乳幼児等医療負担限度額：無料

【自己負担限度額がある場合】

事例4 外来・保険乳幼児等併用

本家入外：家族外来（給付割合：7割）

所得区分：区分ウ（年収約370万～約770万円）

保険点数：3,500点

乳幼児等医療負担限度額：1,000円

【国保の場合】

公費負担者番号①	9	0	3	2	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号②								

特記事項
28区ウ

療養の給付	保険	請求点※決定点	一部負担金額 円
	公費①	3,500	
	公費②	市町村単独医療費助成制度により 患者負担なし ⇒ 一部負担金額(控除額欄)は 記入しない	

【国保の場合】

公費負担者番号①	9	0	3	2	0	0	2	9	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号②								

特記事項
28区ウ

療養の給付	保険	請求点※決定点	一部負担金額 円
	公費①	3,500	
	公費②	3,500点 × 10円 × 1割 > 1,000円 ⇒ 1,000円を記入	

【社保の場合】

事例	乳幼児等医療受給者番号	乳幼児等医療対象者氏名	保険者番号	被保険者証記号番号	公費負担者番号①	公費受給者番号①	診療年月	本家入外	生年月日	給付割合	特記事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時乳幼児等点数	一部負担金額	公費①一部負担金額	控除額
3	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○○	○○○○○○○○			****	6	H**, **, **	7	28	3	3,500					
4	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○○	○○○○○○○○			****	6	H**, **, **	7	28	3	3,500					1,000

ポイント 市町村によって乳幼児等医療の助成内容(患者負担額等)が異なりますのでご注意ください。

福祉・乳幼児等医療の一部負担金額等は、国保連合会ホームページの保険医療機関・保険薬局のみならず→福祉及び乳幼児医療費等の請求→県内保険医療機関・保険薬局向け：『島根県・市町村単独医療費助成事業の自己負担限度額一覧』を参考に記入してください。

○高額療養費現物給付あり

《就学者》

【乳幼児等医療の拡大により無料となる場合】

事例5 入院・保険乳幼児等併用

本家入外：家族入院（給付割合：7割）

所得区分：区分才（住民税非課税）

保険点数：56,000点

高額療養費負担限度額：35,400円

乳幼児等医療負担限度額：無料

【国保の場合】

公費負担者番号①	9	0	3	2	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号②							
特記事項	30区分才															
$56,000\text{点} \times 10\text{円} \times 3\text{割} > 35,400\text{円}$ $\Rightarrow$ 35,400円を記入																
療養の給付	保険	請求点※	決定点	負担金額 円												
		56,000		35,400												
	公費① 公費②	市町村単独医療費助成事業により患者負担なし $\Rightarrow$ 公費一部負担金(控除額欄)は記入しない														

【自己負担限度額がある場合】

事例6 入院・保険乳幼児等併用

本家入外：家族入院（給付割合：7割）

所得区分：区分ウ（年収約370万～約770万円）

保険点数：30,000点

高額療養費負担限度額：

$80,100\text{円} + (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$

乳幼児等医療負担限度額：2,000円

【国保の場合】

公費負担者番号①	9	0	3	2	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号①	○	○	○	○	○	○	○
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号②							
特記事項	28区分ウ															
$80,100\text{円} + (30,000\text{点} \times 10\text{円} - 267,000\text{円}) \times 1\%$ $= 80,430\text{円} \Rightarrow$ 80,430円を記入																
療養の給付	保険	請求点※	決定点	負担金額 円												
		30,000		80,430												
	公費① 公費②	$30,000\text{点} \times 10\text{円} \times 1\text{割} > 2,000\text{円}$ $\Rightarrow$ 2,000円を記入														

【社保の場合】

事例	乳幼児等医療受給者番号	乳幼児等医療対象者氏名	保険者番号	被保険者証記号番号	公費負担者番号①	公費受給者番号①	診療年月	本家入外	生年月日	給付割合	特記事項	日数	保険点数	公費①点数	公費併用時乳幼児等点数	一部負担金額	公費①一部負担金額	控除額
5	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○	○○○○○○○			****	5	H**, **, **	7	30	10	56,000			35,400		
6	○○○○○○○	●● ●●	○○○○○○○	○○○○○○○			****	5	H**, **, **	7	28	3	30,000			80,430		2,000

ポイント⑤ 高額療養費が現物給付される場合は一部負担金額を記入

一部負担金額等は、『診療報酬請求書等の記載要領等について』を参考に記入してください。

Ⅲ 請求書の返戻と支払等について

1. 請求書の返戻

(1) 国保及び後期高齢者医療分

記載不備等により返戻する場合、『増減点等及び返戻通知書』の摘要欄に事由を記載し、該当レセプトを返送します。

(2) 社保分

①書面

全件返戻する場合 …『増減点等及び返戻通知書』の摘要欄に返戻と記載し、請求書を返送します。

一部返戻する場合 …『増減点等及び返戻通知書』の摘要欄に削除と記載します。請求書の該当行は本会で取り消し線を引き、市町村へ送付します。請求書は返送しません。

②電子媒体

『増減点等及び返戻通知書』の摘要欄に削除と記載します。請求データは返送しません。

※『増減点等及び返戻通知書』は、福祉医療費及び乳幼児等医療費を請求された月の翌月初めに通知します。

2. 支払

福祉医療費及び乳幼児等医療費の支払額は、他の診療報酬等と併せて『診療報酬等支払通知書』により、請求月の翌月中旬に通知します。

本会からの振込日 診療報酬等支払日
(金融機関休業日の場合は、翌営業日)

3. 請求の取下げ

医療費に係る請求の取下げが必要となった場合は、本会へ『診療報酬明細書等取下げ依頼書』を提出(郵送)してください。

なお、取下げ(返戻)処理後に、『増減点等及び返戻通知書』(請求と同一月処理の場合)、又は『過誤結果通知書』(過月請求分処理の場合)により通知します。

◇「診療報酬明細書等取下げ依頼書」

【本会ホームページ】

保険医療機関・保険薬局のみなさま → 各種様式 → 過誤・再審査

請 求・問い合わせ先

〒690-0825 島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会 審査課

T E L : 0852-21-2114 (医科) 21-2130 (歯科・調剤)

F A X : 0852-21-3550

E-mail : sinsa@shimane-kokuho.or.jp

HPアドレス : <https://www.shimane-kokuho.or.jp>